

「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」併催イベント実施業務委託
公募型プロポーザル審査会公募委員募集要項

1 趣 旨

「ぼうさいこくたい2026 in 鳥取」併催イベント実施業務の委託事業者の選定にあたり、標記の公募型プロポーザル審査会に幅広く県民からの意見を反映させるため、鳥取県民参画基本条例第 10 条の規定に基づき、委員 1 名を公募する。

2 審査会の概要

- (1) 審議事項 本業務の委託事業者の選定に関する事項
- (2) 委員構成 委員 5 名以内（うち、公募委員 1 名）
- (3) 開催回数 1 回
- (4) 任 期 委嘱の日から令和 8 年 4 月 30 日まで

3 募集内容

- (1) 募集人員 1 名
- (2) 応募資格 次のアからカまでの要件を全て満たす方
 - ア 県内在住の方
 - イ 平日に県庁で実施する審査会に出席できる方
 - ウ 18 歳以上で、日頃より防災及び地域振興に高い関心のある方
 - エ 任命時に県の他の執行機関及び附属機関の委員でない方、就任予定のない方
 - オ 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）に規定する暴力団員等でないこと。
 - カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。
- (3) 応募方法
応募用紙に、住所、氏名、年齢、職業、連絡先、応募資格の確認、日頃の防災及び地域振興に対する考え等を記入して、持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで提出。
- (4) 応募期限 令和 8 年 3 月 12 日（木）（必着）

4 委員の選考

- ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い決定する。
- イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知する。

5 その他

- ア 応募に際し提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた場合も同様とする。
- エ 委員に就任された場合、氏名等を公表する場合がある。
- オ 委員には報酬及び旅費を支給する。

6 応募・問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地
鳥取県危機管理部危機管理政策課
電 話 0857-26-7498
ファクシミリ 0857-26-8139
電 子 メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp